

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年11月11日 (第2回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	神崎市 (41210)
地域名 (地域内農業集落名)	城田 (上直鳥、下直鳥、姉、乙南里、新宿、大石、下黒井、上黒井、十条、嘉納、丙太田、丁太田、上地、詫東、詫西、高志、下板、藤西、又南里、藤東)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

※赤字箇所1,982㎡の除外

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	616.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	548.7 ha
② 田の面積	605.7 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	10.8 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	50.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	27.5 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・本地域は神崎市の南部に位置する平坦地であり、米、麦、大豆を主体とした土地利用型農業を中心に、施設園芸や露地野菜を組み合わせた複合経営が盛んである。
- ・農業法人、集落営農組織、認定農業者や認定新規就農者(以下、「担い手」)に農地の大部分が集約されているが、今後、担い手の高齢化等により耕作放棄地の増加が想定されるため、新たな人材の確保・育成が必要となる。

【地域の基礎的データ】

- ・農業法人、集落営農組織数 17組織
- ・認定農業者、認定新規就農者数 28人
- ・主な作物 水稻、大豆、麦、アスパラガス、いちご、キャベツ、甘しょ、きゅうり、ブロッコリー、花きみず菜、小松菜、ほうれん草

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・土地利用型作物では、担い手への農地の集積・集約化を推進し、機械の大型化やスマート農業技術の導入等により作業の効率化を図るとともに、集落営農組織の法人化を進める。
- ・施設園芸では、地域内外からの就農希望者をサポートできるトレーナー制やトレーニングファームによる研修および就農可能な園芸団地を形成することで、新規就農者を確保できる体制づくりを目指す。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・農地中間管理機構の活用により担い手への農地の集積・集約化を図り、計画的に農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	92.3	%	将来の目標とする集積率 90.9 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・離農等に伴う農地については、基本的に担い手への集約・集積を行い、団地面積の拡大を目指す。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	
・農地中間管理機構の活用により、利用権の設定及び農作業受委託等の促進を図り、担い手を中心に集積・集約化を進める。	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	
・農地中間管理機構に貸し付けた農地は、担い手の経営意向や所有者の意向に配慮し、段階的に集約を行う。	
(3) 基盤整備事業への取組	
・スマート農業機械や大型農業用機械の導入における、作業の効率化を図るための農地の大区画化や、園芸団地として産地を形成するための農地の汎用化など、必要に応じた基盤整備に取り組む。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
・地域内外から多様な経営体を募り、地域の担い手として育成していくため、行政およびJA等と連携し、就農相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
・必要に応じ活用を検討する。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落マップ(目撃・被害発生情報や防止柵、箱わなの設置状況等)づくりや連絡体制を構築する。
- ③農作業の効率化・生産性の向上を図るため、次世代農業であるスマート農業を推進する。
- ⑦多面的機能が適切に発揮されるよう地域活動や営農を継続し、農地の保全・管理を行う。
(多面的機能支払交付金)
- ⑧共乾施設の再編を検討する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
	別紙の通り		ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	1経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。